

平成 23 年 1 月 28 日

各 位

投資法人名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
代 表 者	執行役員 木暮 康明
コード番号	8721 (大証ベンチャーファンド市場)
問 合 せ 先	執行役員 木暮 康明
電話番号	03-6229-0180

大阪証券取引所規則の改正についてのお知らせ

今般、大阪証券取引所のベンチャーファンド市場における上場廃止基準の緩和が公表、実施されることになりました。大阪証券取引所規則（以下、「取引所規則」という。）の改正内容と、本取引所規則の改正に伴う今後の本投資法人の運用方針は以下の通りとなります。

記

1. 施行日 平成 23 年 1 月 31 日（月）

2. 取引所規則の改正の内容

国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という）が純資産額の 70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%未満となった場合において、1 年以内に株券等投資額が純資産額の 70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないときは上場廃止することとしているが、当分の間、株券等投資額の定義を「国内の未公開株等及び上場後 10 年以内の株券等への投資額の合計」とし、「未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないとき」については適用しないこととする。

3. 今後の本投資法人の運用方針

本投資法人の運用方針は、本投資法人の規約に定めてある通り、取引所規則改正前の投資比率基準を基本投資配分とすることに変わりはありません。今後も、原則、基本投資配分の維持に努めてまいります。取引所規則改正前の上場廃止基準の維持が一時的に困難となる場合は、今般の取引所規則に基づき運用することにより、本投資法人の上場維持に努めてまいります所存です。

以 上